

地域防災の充実に向けた 取り組み

内閣府政策統括官(原子力防災担当)付
参事官(地域防災・訓練担当)

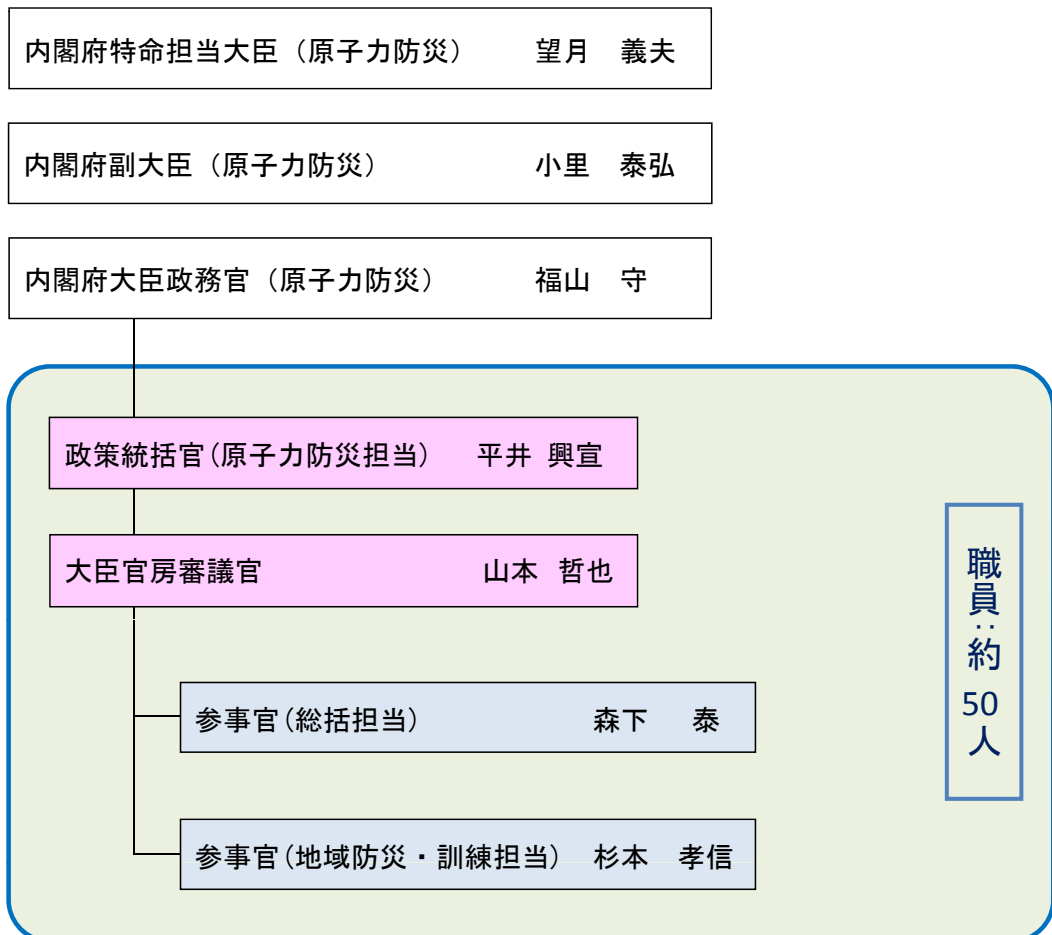
本日の説明内容

1. 政府の対応体制
2. 地域防災計画・避難計画の充実
に向けた取り組み

1. 政府の対応体制

3

内閣府（原子力防災）の体制（10/14～）



4

1. 地域防災計画・避難計画作成、充実化への対応

- ◆ 平成25年9月3日の原子力防災会議で、避難計画作成を支援する方針を決定。原子力発電所がある地域毎に13のワーキングチームを設置し、取組中。
- ◆ 原子力防災会議において、避難計画等の充実化の内容・進捗を順次確認。

2. 原子力防災会議の事務局機能

- ◆ 原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進等、原子力防災に関する平時の総合調整を実施。
- ◆ 政府の原子力災害対策マニュアルを作成。

3. 関係道府県が行う原子力防災対策への財政的支援

- ◆ 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金
 - ・ 平成26年度予算120億円(平成25年度予算額111億円)
- ◆ 原子力災害対策施設整備費補助金
 - ・ 平成25年度補正予算200億円(平成24年度予算額111億円)

4. 原子力総合防災訓練の実施

- ◆ 原子力災害の対応体制を検証することを目的として、原子力災害対策特別措置法に基づき、国、地方自治体、電力事業者が合同で実施。
- ◆ 本年度は11月2日、3日に、志賀原発(石川県)を対象に実施。

5. 関係自治体の訓練支援や防災業務関係者への研修の実施

原子力緊急事態の危機管理体制

【中央】《官邸》

※必要に応じ、
状況報告

原子力災害対策本部

本部長：内閣総理大臣
副本部長：官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣(原子力防災)、
規制委員会委員長
本部員：各省大臣、危機管理監

原災本部事務局 官邸チーム

内閣府政策統括官(事務局長)、
内閣府・規制庁等主要職員 等

《規制庁内ERC》

原子力規制委員会

専門的・技
術的知見

原災本部事務局 ERCチーム

規制庁審議官
内閣府・規制庁等主要職員 等

関係府省

調整
連携

【現地】

《オンサイト対応》

後方支援拠点 (例. Jヴィレッジ)

自衛隊等

調整
連携

原子力施設 事態即応センター (原子力事業者本店)

規制庁職員

事業者の
監督・支援等

原子力事業所
(プラントの事故収束)

《オフサイト対応》

現地対策本部 (オフサイトセンター)

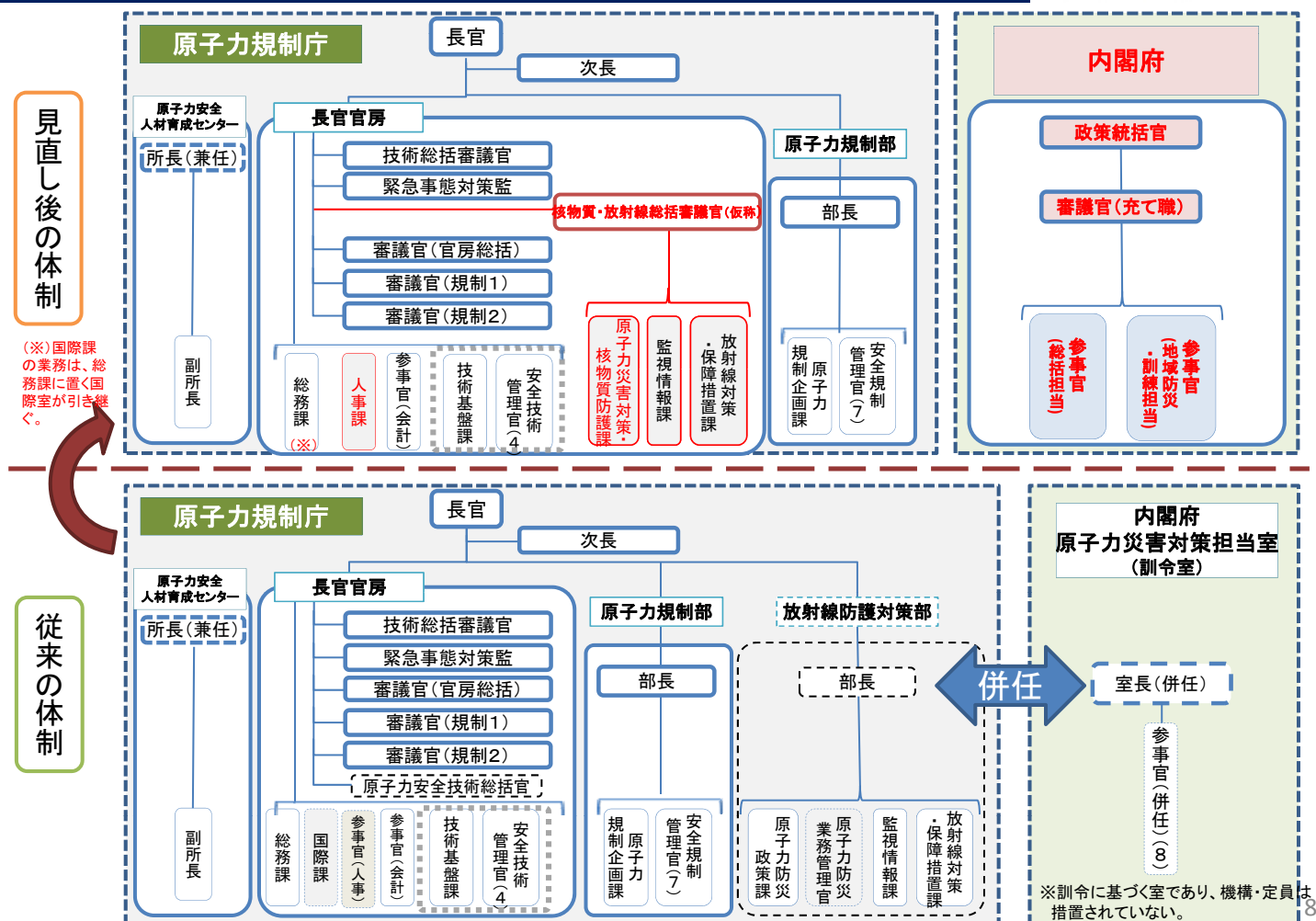
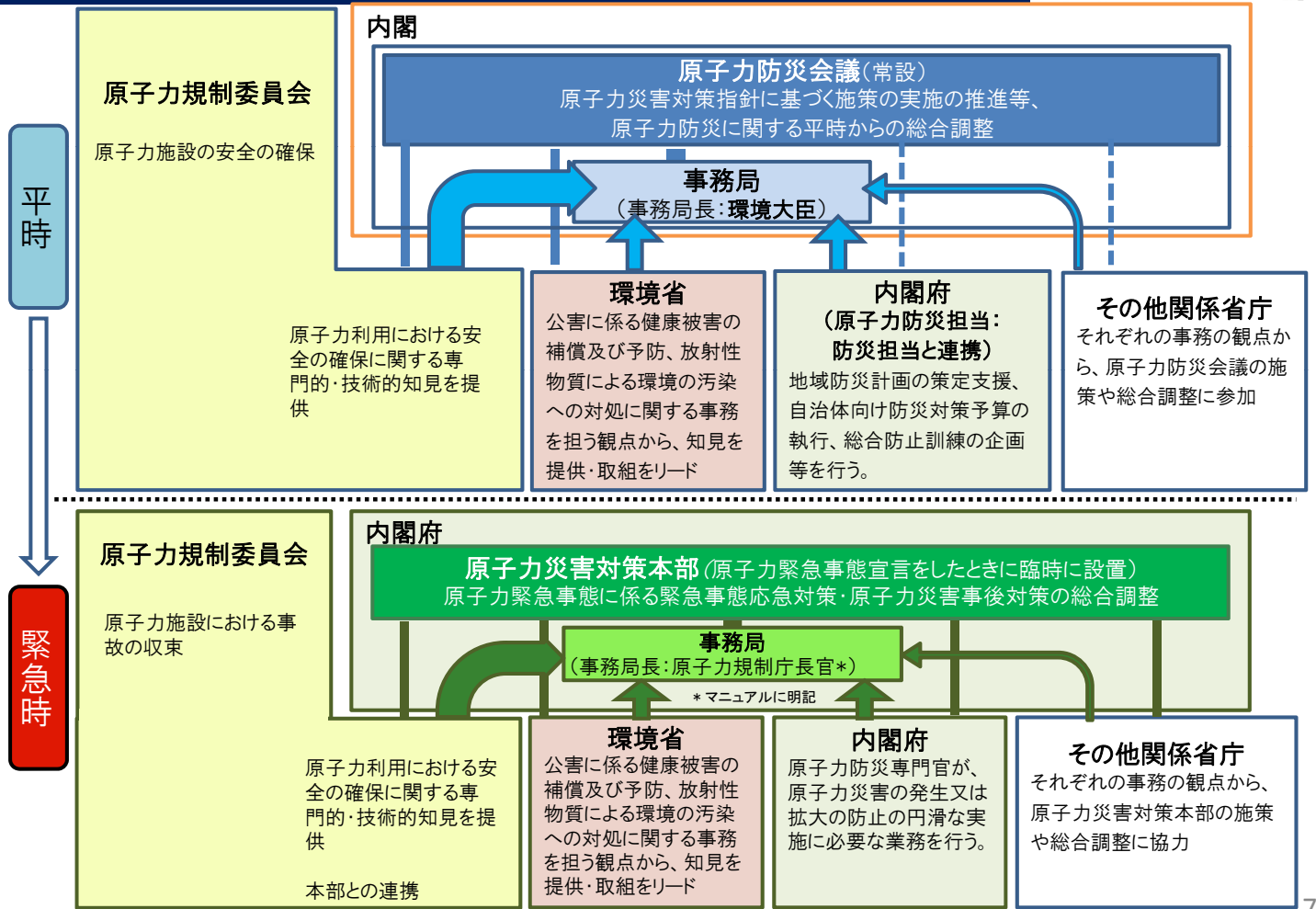
本部長：内閣府副大臣
(又は大臣政務官)
内閣府大臣官房審議官等

自治体

調整
連携

《合同対策協議会》
住民の避難指示・支援等

原子力発電所外
(住民の防護)



原子力防災会議

議長	内閣総理大臣
副議長	官房長官、環境大臣、規制委員長
議員	全大臣、内閣危機管理監
事務局長	環境大臣
事務局次長	<u>原子力規制庁長官</u> 環境省水・大気局長
原子力防災会議幹事会（局長級会合） 議長： <u>原子力規制庁長官</u> 副議長：環境省水・大気環境局長	



内閣総理大臣
官房長官、環境大臣、規制委員長 <u>内閣府特命担当大臣（原子力防災）</u>
全大臣、内閣危機管理監 <u>内閣府副大臣（原子力防災）</u> <u>内閣府大臣政務官（原子力防災）</u>
環境大臣
<u>内閣府政策統括官</u> 環境省水・大気局長
原子力防災会議幹事会（局長級会合） 議長： <u>内閣府政策統括官</u> 副議長：環境省水・大気環境局長

原子力災害対策本部（原子力緊急事態宣言後設置）

本部長	内閣総理大臣
副本部長	官房長官、環境大臣、規制委員長
本部員	全大臣、内閣危機管理監
現地本部長	<u>環境省副大臣又は大臣政務官</u>
事務局長	<u>原子力規制庁長官</u>
事務局長代理	原子力規制庁次長
関係局長等会議 議長： <u>原子力規制庁長官</u> 議長代理： <u>原子力規制庁審議官</u>	



内閣総理大臣
官房長官、環境大臣、規制委員長 <u>内閣府特命担当大臣（原子力防災）</u>
全大臣、内閣危機管理監 <u>内閣府副大臣又は大臣政務官</u>
<u>内閣府政策統括官</u>
原子力規制庁次長
関係局長等会議 議長： <u>内閣府政策統括官</u> 議長代理： <u>原子力規制庁次長</u>

2. 地域防災計画・避難計画の 充実に向けた取り組み

地域防災計画の充実に向けた今後の対応

(平成25年9月3日 原子力防災会議決定)

- 原子力発電所の所在する地域毎に、課題解決のためのワーキングチームを速やかに設置し、関係省庁とともに、関係道府県・市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援
- 原子力防災会議及び同幹事会において、地域防災計画・避難計画等の充実化の内容・進捗を順次確認

資料2

地域防災計画の充実に向けた今後の対応（案）

平成25年9月3日
原子力防災会議

1. 現状等

防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づく新しい枠組に基づき、原子力発電所から概ね半径30km圏内の自治体による地域防災計画（原子力災害対策編）の策定が進んでいる。

地域防災計画は、内容の具体性や実効性が重要であり、避難計画や要援護者対策の具体化等を進めるに当たって、自治体のみでは解決が困難な対策について、国の積極的な支援が期待されている。

2. 今後の対応

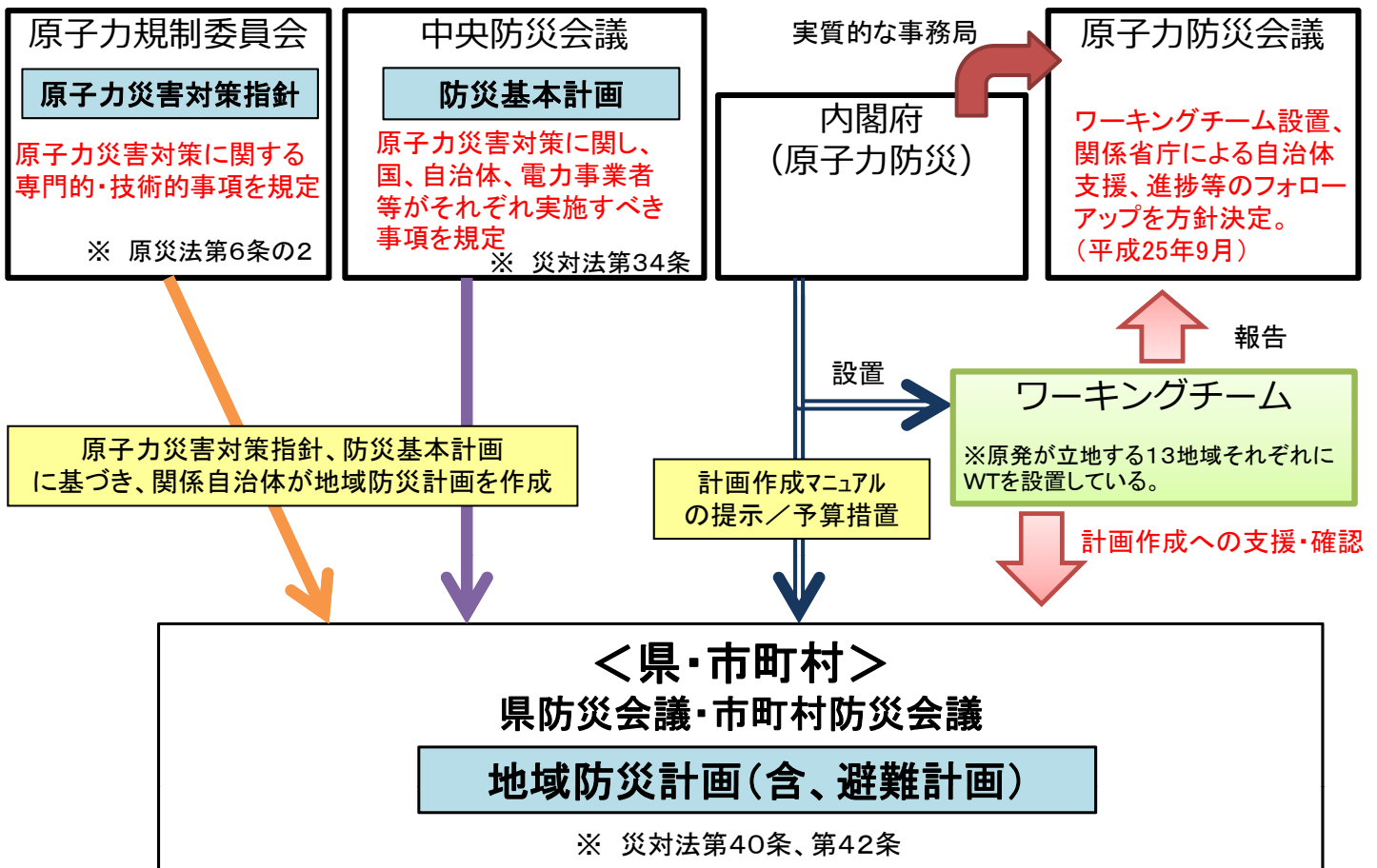
政府を挙げて地域の防災計画の充実化を支援することとし、原子力防災会議及び内閣府原子力災害対策担当室を中心に以下の取組を行う。

- (1) 内閣府原子力災害対策担当室は、原子力発電所の所在する地域毎に、課題解決のためのワーキングチームを速やかに設置し、関係省庁とともに、関係道府県・市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援する。
- (2) 原子力防災会議及び同幹事会において、地域防災計画・避難計画等の充実化の内容・進捗を順次確認する。

- 1 -

11

地域防災計画・避難計画の作成支援（体制）



12

- 実用発電炉が設置されている地域それぞれにワーキングチームを設置(13地域)。
- ワーキングチームの主な構成メンバーは、原子力災害対策重点区域に入る道府県をはじめ、内閣府、関係機関など。地域防災計画や避難計画の充実化に向けて、地域ごとに課題を検討



地域防災計画・避難計画の策定状況

	対象市町村	地域防災計画 策定数	避難計画 策定数	備考
泊地域	13	13	13	
東通地域	5	5	5	
女川地域	7	7	0	平成26年12月1日 宮城県が「避難計画[原子力災害]作成ガイドライン」を策定
柏崎刈羽地域	9	9	2	平成26年7月29日 柏崎市、10月30日 刈羽村が避難計画を策定
東海地域	14	13	0	広域避難計画を準備中
浜岡地域	11	11	0	広域避難計画を準備中
志賀地域	9	9	9	平成26年10月28日「氷見市住民避難計画」を策定
福井エリア	23	23	23	平成27年1月14日「池田町地域防災計画」を策定
島根地域	6	6	6	
伊方地域	8	8	8	
玄海地域	8	8	8	
川内地域	9	9	9	
12地域計	122	121	83	
福島地域	13	6	3	平成26年4月、福島県が「暫定重点区域における福島原子力災害広域避難計画」を策定

注)福島地域は、特定原子力施設である東京電力福島第一原子力発電所があり、同発電所の周辺地域等が避難指示区域に設定されている事情に留意する必要がある。

関係自治体の検討に資する専門的・技術的事項に関する情報の提供

- ・「地域防災計画作成マニュアル」の提供
- ・市町村が作成する避難計画で基本的項目
- ・他地域における取組事例の紹介
- ・関連法令、原子力災害対策指針に関する個別技術課題の説明・研修会

輸送事業者との協力協定締結に向けた支援

- ・積算で1mSvを下回る地域を対象とした民間輸送事業者による避難輸送等の支援依頼
- ・バス運転手向けの研修
- ・放射線防護資機材の提供

安定ヨウ素剤の住民への事前配付実施への支援

- ・安定ヨウ素剤事前配付説明会

関係自治体実施する訓練への積極的参加

- ・道府県の原子力防災訓練への参加
- ・訓練の教訓に基づく地域防災計画・避難計画等の改訂支援

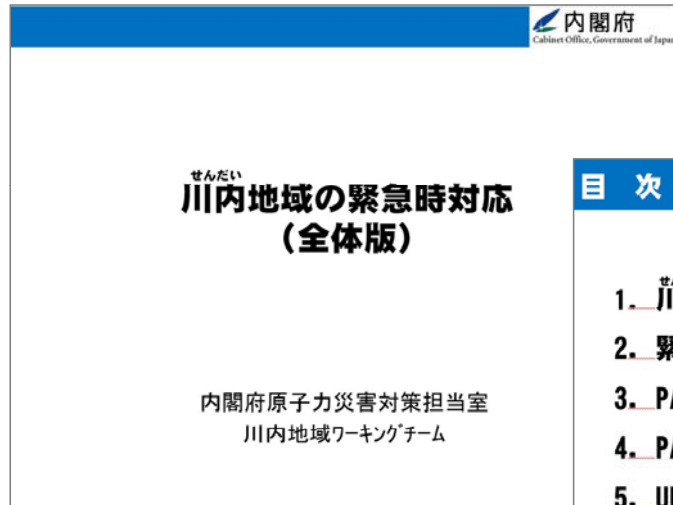
等 15

ワーキングチームの議論を踏まえ、地域固有の状況を重視し、個別に課題解決を支援

(平成27年1月時点)

WT名称	WT等を踏まえた内閣府の主な取組状況	備考
1 泊	・冬の暴風雪時の避難方法について検討。	・新OFC工事中
2 東通	・避難退域時検査要員の確保策について検討。 ・原子力防災に関する住民の理解促進に向けた取り組み方法について検討。	
3 女川	・宮城県内の関係市町における避難計画の充実化を支援するため、地元防災専門官による勉強会を実施。	・宮城県県主催原子力防災訓練 ・新OFC(暫定)完成(平成26年12月)
4 福島	—	・特定原子力施設の緊急事態区分及びEALの在り方について、原子力規制委員会において検討中。 ・新OFC工事中
5 東海第二	・茨城県における広域避難計画の策定支援。 ・広域避難に係る他県への調査協力依頼(平成26年9月)	・東海第二発電所安全対策首長会議設立(平成26年12月3日)。
6 柏崎刈羽	・避難計画の策定支援。	・「市町村による原子力安全対策に関する研究会」(代表幹事:長岡市長)を通じた支援。 ・新潟県の要望 ・安定ヨウ素剤を住民説明会により事前配付することの位置づけ(業事法改正)。 ・事業者等の被ばく線量限度を定める等の法整備。 ・高線量下での作業を想定した国の特殊部隊の創設。
7 志賀	・避難時における輸送力確保のため、石川県、富山県と向県バス協会の協力協定の締結を支援。 ・避難行動要支援者の支援策について検討。 ・避難退域時検査要員の確保策について検討。	・新OFC工事中
8 福井エリア	・避難退域時検査場所の選定、避難手段の確保(バス等)に係る県を越えた調整。	敦賀地域、美浜地域、大飯地域、高浜地域それぞれに分科会を設置(平成26年12月26日)。当面、高浜地域に重点。
9 浜岡	・広域避難計画の策定を支援。 ・広域避難に係る他県への調査協力を依頼(平成26年5月)。	・新OFC工事中 ・静岡県主催原子力防災訓練(平成27年1月16日)
10 島根	・避難先における避難者の受入、避難行動要支援者の支援のあり方を検討。 ・避難退域時検査要員の確保策について検討。 ・本年度島根県(鳥取県を含む)が実施した原子力防災訓練の検証結果を踏まえ、避難計画の改善点について検討。	
11 伊方	・避難退域時検査要員の確保策について検討。 ・本年度愛媛県が実施した原子力防災訓練の検証結果を踏まえ、避難計画の改善点について検討。	・新OFC工事中
12 玄海	・離島からの避難に関し、船舶の確保策や船舶避難時における避難退域時検査方法について検討。 ・研修会について検討。	・佐賀県主催原子力防災訓練(福岡県、長崎県を含む)(平成27年1月24日)
13 川内	・避難時における輸送力確保のため、鹿児島県と地元バス事業者の協力協定締結を支援。 ・避難所運営方法について検討。 ・「川内地域の緊急時対応」の実効性を高めるため、訓練を検討。	・10Km以遠の病院等の避難先マッチングシステム完成(平成26年12月)

- 川内地域ワーキングチームなどにおいて、これまで議論されてきた結果を「川内地域の緊急時対応」として取りまとめ。
- 取りまとめた「川内地域の緊急時対応」は、第4回原子力防災会議(平成26年9月12日)に報告。



目次	
1. 川内地域の概要	P.3
2. 緊急事態対応体制	P.7
3. PAZ圏内の施設敷地緊急事態における対応	P.18
4. PAZ圏内の全面緊急事態における対応	P.27
5. UPZ圏内における対応	P.41
6. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制	P.54
7. 緊急時にクリグの実施体制	P.64
8. 緊急被ばく医療の実施体制	P.72
9. 国の実動組織の支援体制	P.78

(注1) 公式表記は、「備」であるが、本資料においては、一部入力の場合上「備摩川内市」を用いているところがある。
(注2) 本資料の地図は、(C)2014ZENRIN(205E-第175号)を用いている。

「川内地域における緊急時対応」が目指したこと

合理性



- ・ IAEA (International Atomic Energy Agency: 国際原子力機関) や原子力災害対策指針に沿って、原子力施設からの距離に応じて、避難をはじめとする防護措置を実施
- ・ 原子力災害固有以外の諸課題(生活物資の備蓄・供給、避難所への住民受入要領等)については、これまでの災害対応の枠組みを活用

具体性

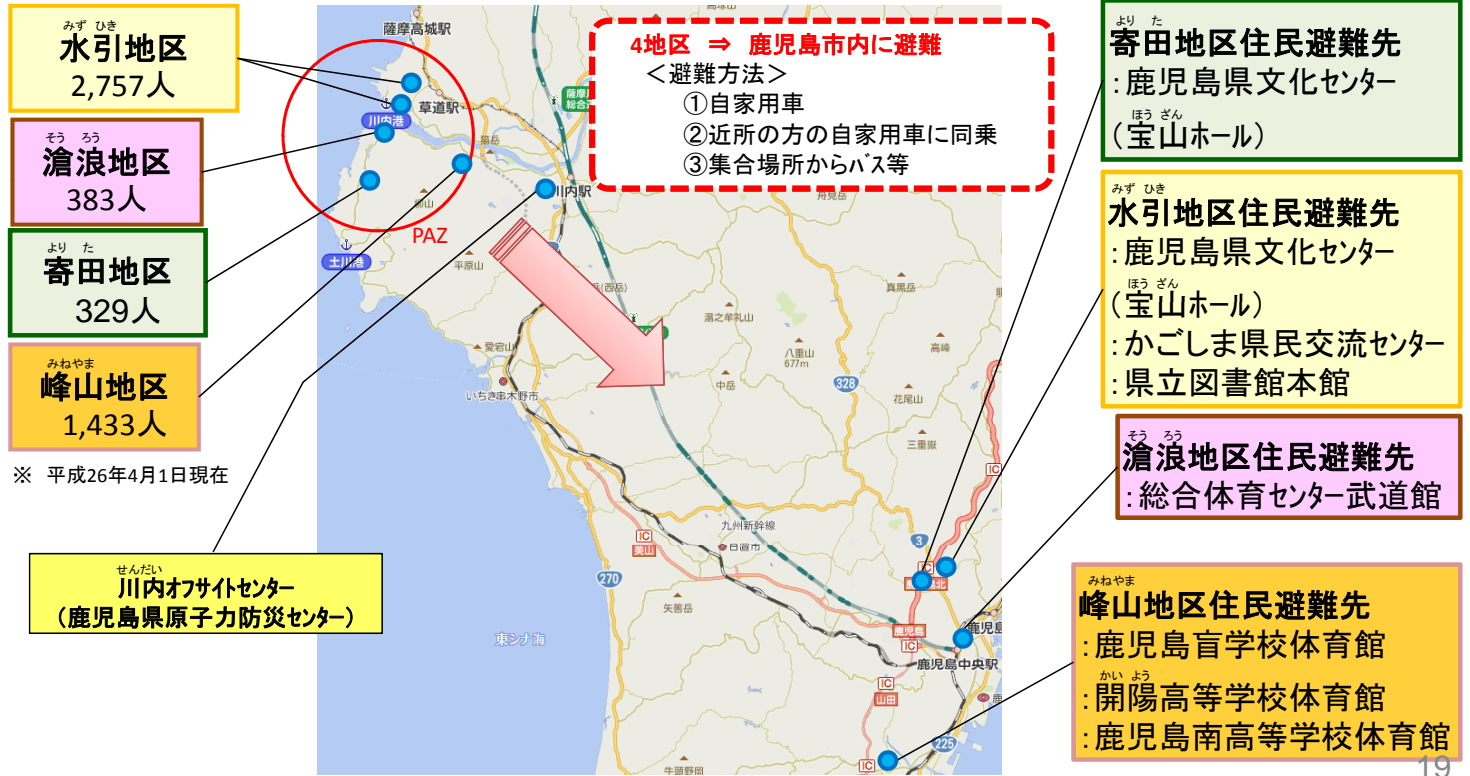


- ・ 避難行動要支援者を含む住民の避難や屋内退避の実施について以下の項目を明確にすること
 - 具体的な手順
 - 行政区ごとの避難先の施設
 - 複数の避難経路
 - 必要な輸送車両の確保策
 等

実効性

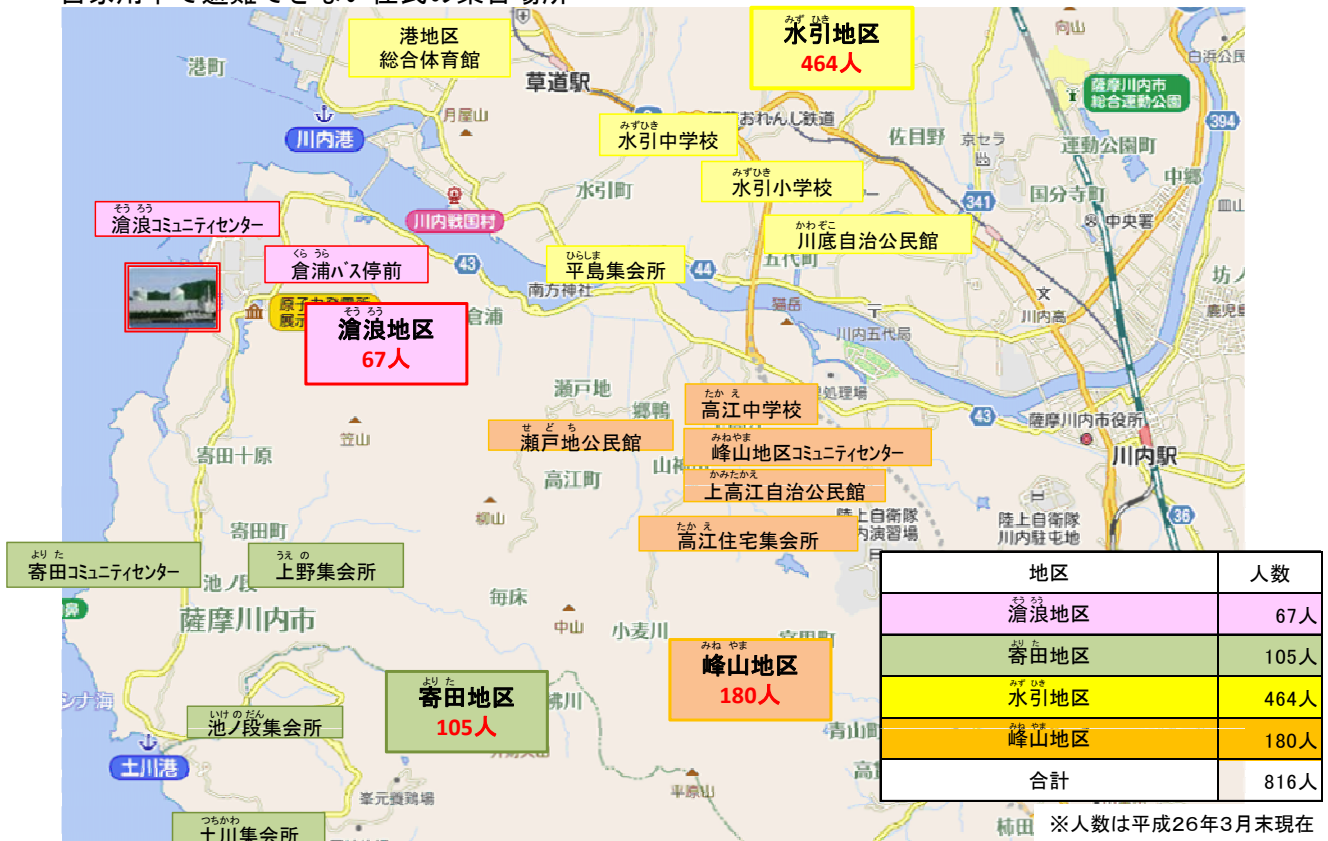
- ・ 地域コミュニティを重視した計画であること
- ・ 複合災害等を踏まえた柔軟な計画であること
- ・ 訓練の教訓などにより、継続的な改善を推し進めること

- ▶ 薩摩川内市の4地区(滄浪地区、寄田地区、水引地区、峰山地区)住民の避難先については、鹿児島市内の4施設への避難先を確保。
- ▶ 4地区における避難先については、避難計画に関する住民説明会等を通じて対象となる住民に周知。



- ▶ 薩摩川内市の4地区(滄浪、寄田、水引、峰山)を対象とした市による戸別訪問調査の結果、自家用車で避難できない住民は合計816人。

自家用車で避難できない住民の集合場所



- 自然災害等により鹿児島市の避難先施設が使用できない場合は、関係市町の避難計画において決められている受入先市町を避難先候補(合計663施設)として、鹿児島県が調整のうえ避難先を決定する。
- 不測の事態により、避難計画において受入先と決められている市町が避難先にできない場合は、鹿児島県が県内の受入先以外の市町村等と調整のうえ、避難先を決定する。



避難計画で定められている受入先市町

避難元市町	受入先市町	
薩摩川内市	鹿児島市	
	垂水市	
	曾於市	
	霧島市	
	南さつま市	
	始良市	
	湧水町	
	薩摩川内市	
	いちき串木野市	鹿児島市
	枕崎市	
指宿市		
南九州市		
阿久根市	伊佐市	
	始良市	
	長島町	
	湧水町	
	熊本県芦北町	
熊本県津奈木町		
鹿児島市	鹿児島市	
	霧島市	
出水市	伊佐市	
	熊本県水俣市	
	出水市	
日置市	南さつま市	
	日置市	
始良市	始良市	
	鹿児島市	
さつま町	霧島市	
	さつま町	
長島町	長島町	

避難を円滑に行うための対応策

(川内地域の緊急時対応より)

- 薩摩川内市では、PAZ圏内4地区における自家用車避難を円滑に行うため、対象となる住民へ避難車両を識別するための「避難車両シール」を配布。
- 鹿児島県及び関係市町は、九州電力と協力し、避難経路上の電柱に避難誘導のための標識等の設置を検討中。
- 鹿児島県及び関係市町では、自家用車による避難誘導を適切に行うため、避難誘導のための案内板を今後準備し、緊急時に避難経路上に設置。

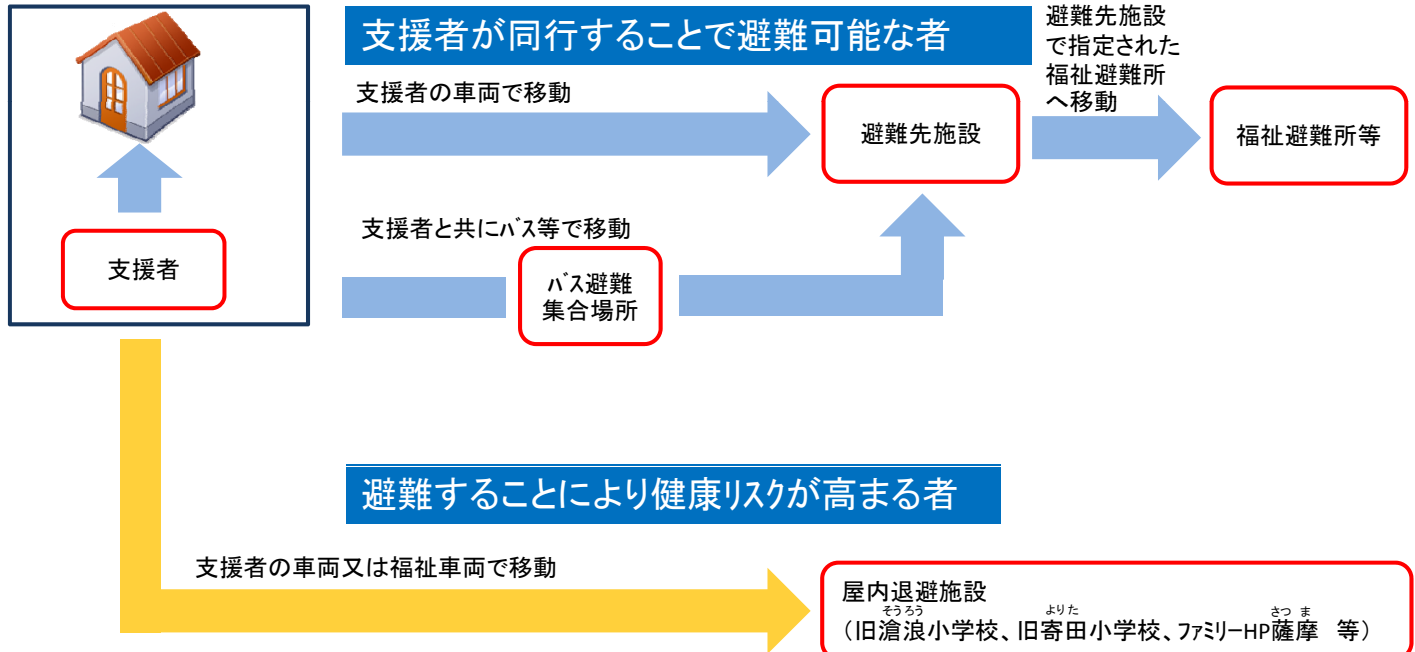


避難車両シール



避難誘導のための標識例
(津波避難場所誘導の場合)

- 在宅の避難行動要支援者のうち、避難支援の申し出があった者は457人。うち、412人は避難時の支援者があることを確認。残り45人については、支援者の確保に向け、^{さつま せんたいし}薩摩川内市、対象地区公民館長、民生委員等を集めた協議会を通じて確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はバスで避難先へ移動。
- 避難によりかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の屋内退避施設へ移動。



避難を行うことにより健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者に係る対応

(川内地域の緊急時対応より)

- 屋内退避施設は、放射線防護対策の工事中施設を含めて合計5施設を整備。
- 屋内退避施設は、合計約300人を収容。
- 予防的な避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まるような重篤者については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した近傍の屋内退避施設へ収容



PAZ圏内の学校・保育所の児童等の避難

(川内地域の緊急時対応より)

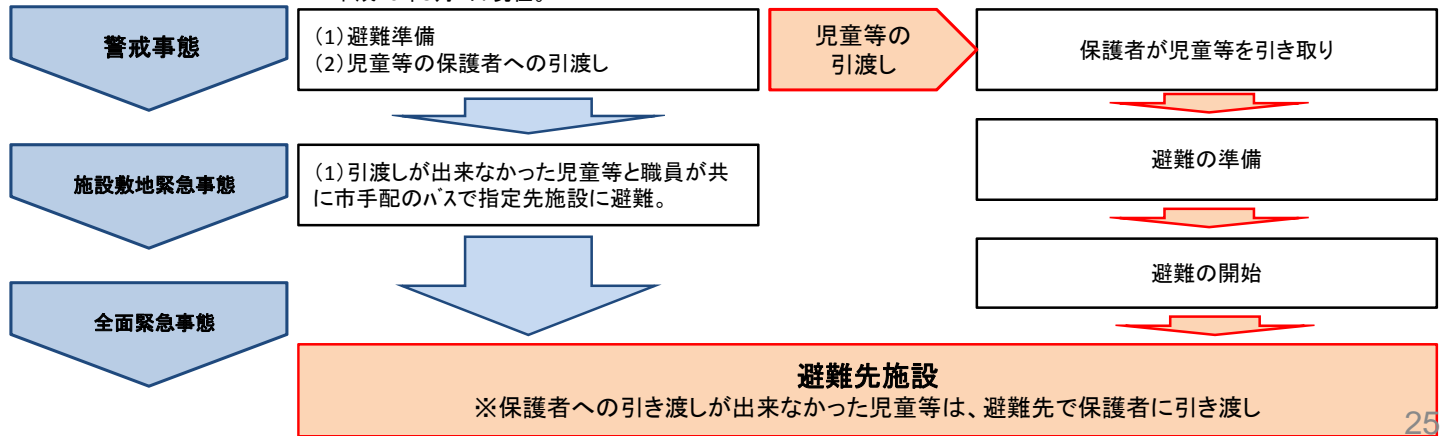
- PAZ圏内の4つの小中学校の児童・生徒(263人)及び2つの保育所の幼児(122人)は、警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者へ引き渡す。
- 保護者への引渡しができない児童等は、施設敷地緊急事態になった場合、鹿児島県又は関係市町が手配するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。

学校名	学校・保育所		
	児童等	職員	合計
水引 <small>(みずひき)</small> 小学校	129	14	143
峰山 <small>(みねやま)</small> 小学校	35	10	45
水引 <small>(みずひき)</small> 中学校	79	13	92
高江 <small>(たかえ)</small> 中学校	20	12	32
水引 <small>(みずひき)</small> 保育園	66	21	87
高江 <small>(たかえ)</small> 保育園	56	19	75
合計	385	89	474

※児童等の人数は、住民の内数(保育所を除く)。人数については、平成26年5月1日現在。

住民人口	
地区名	住民数(人)
滄浪 <small>(そうろう)</small> 地区	383
寄田 <small>(よした)</small> 地区	329
水引 <small>(みずひき)</small> 地区	2,757
峰山 <small>(みねやま)</small> 地区	1,433
合計	4,902

※住民数は平成26年4月1日現在



25

施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

(川内地域の緊急時対応より)

- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約2,000人について、バス52台、福祉車両25台。

	想定対象人数(最大) (人)	最大必要車両台数※1			備考
		バス(台)	福祉車両(台) (ストレッチャー仕様)	福祉車両(台) (車椅子仕様)	
学校・保育所の避難(保護者への引き渡しができない児童等及び職員を、避難先施設に輸送)	470 (6箇所)	11	—	—	バス1台あたり50人程度の乗車を想定 保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減る。
医療機関及び社会福祉施設の避難(入所者及びその施設の職員を避難先施設に輸送)	363+職員100 (7箇所) (=463)	10	—	5	バス1台あたり50人程度の乗車を想定 医療機関における寝たきりの入院患者等は、同じ敷地にある屋内退避施設へ移動
在宅の避難行動要支援者のうち、避難支援の申し出があった者及びその支援者を、避難先施設に輸送	457+支援者457 (=914)	31	—	8	複数箇所をまわるため、1台当り30人程度の乗車を想定
在宅の避難行動要支援者のうち、避難支援の申し出があった者について、避難することにより健康リスクが高まる者及びその支援者を屋内退避施設に輸送	85+支援者85 (=170)	—	12	—	屋内退避施設に輸送。 近距離のためピストン輸送を想定
合計	2,017	52	12	13	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台あたり1名、福祉車両(車椅子仕様)は1台あたり4名の避難行動要支援者を搬送することを想定

26

- 施設敷地緊急事態発生時には、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、薩摩川内市内のバス会社が保有する車両のほか、九州電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- 薩摩川内市は、市内のバス会社等と連携し、4,300人程度の輸送能力を確保。
- バス会社等の運転手は交代制勤務のため、緊急時の動員方法や他バス会社等との協力等について調整中。

	確保車両台数			備考
	バス(台)	福祉車両(台) (ストレッチャー仕様)	福祉車両(台) (車椅子仕様)	
(A)最大必要車両台数	52	12	13	
(B)車両確保台数	合計52以上	合計12以上	合計13以上	
医療機関・社会福祉施設が保有する車両(B1)	3	2	3	
薩摩川内市内のバス会社等が保有する車両(B2)	47	—	—	薩摩川内市内のバス会社等が保有する車両総数100台
九州電力が配備する車両(B)－(B1)－(B2)	2以上	10以上	10以上	九州電力が近隣事業所等に車両を配備

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請

- 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者、合計約1,000人分:バス33台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知(施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅)。

	想定対象人数 (最大) (人) ※	想定必要バス数 (最大) (台)	備考
自家用車で避難ができない住民	816	28	1台のバスが複数箇所をまわり乗車1台当り30人程度の乗車を想定
観光施設から避難する一時滞在者	約225	5	バス1台あたり50人程度の乗車を想定 自家用車や観光バスで来場している者がいる場合は、その分必要車両台数は減少
合計	約1,000	33	

※ 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車もしくはバス等により避難

- 全面緊急事態発生時には、主に自家用車で避難できない住民を対象に、薩摩川内市内のバス会社が保有する車両のほか、九州電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転手については、鹿児島県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

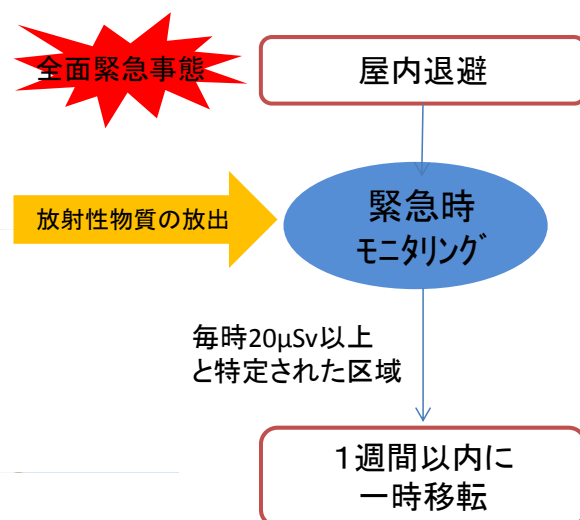
	確保車両台数(台)		備考
	バス		
(A)最大必要車両台数	33		
(B)車両確保台数	合計33以上		
薩摩川内市内のバス会社が保有する車両(B1)	31		薩摩川内市内のバス会社が保有する車両総数のうち、施設敷地緊急事態で使用する車両を除く、残りの車両を使用
九州電力が配備する車両 (B) - (B1)	2以上		九州電力が確保する車両を使用(施設敷地緊急事態要避難者の避難時に使用した車両を再利用)

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、予防的防護措置として、PAZ圏内における住民の即時避難開始とともに、UPZ圏内においては住民の屋内退避を開始する。
- 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時20μSv以上となる区域を1日以内に特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により概ね1週間以内に一時移転を実施する。



UPZ圏内の防護措置の基本的な流れ



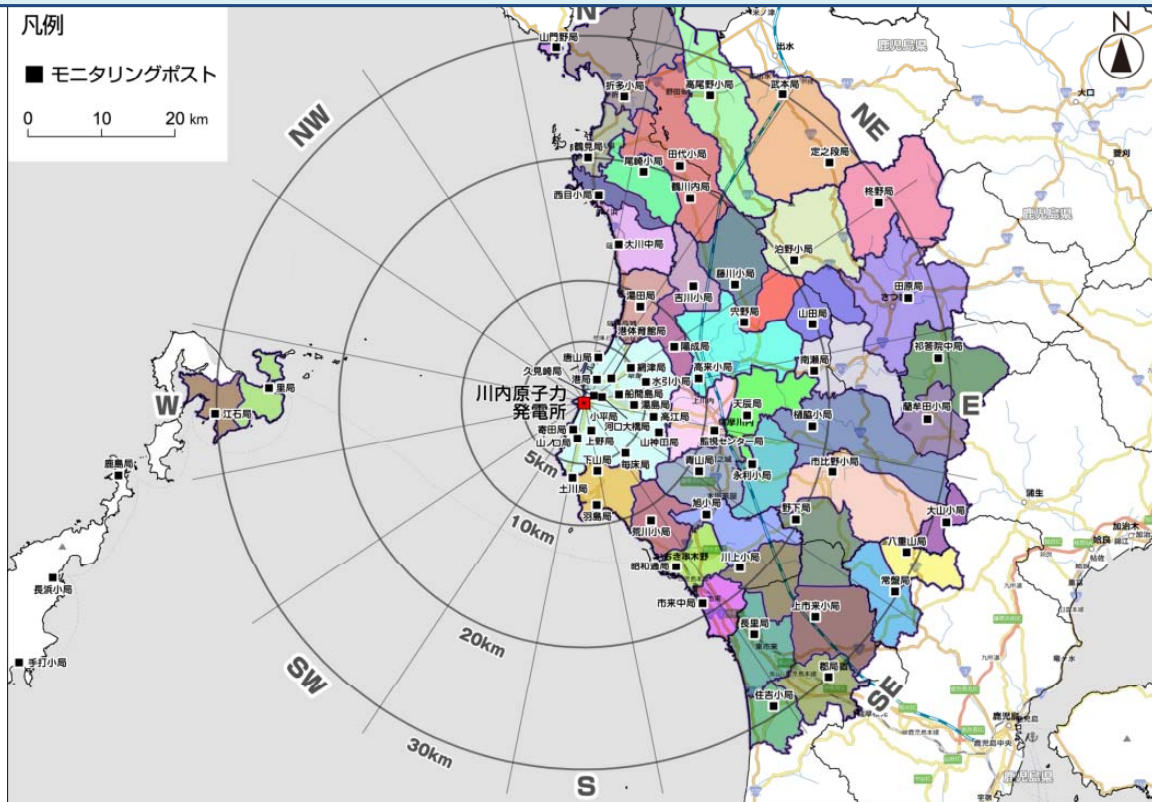
※ 空間放射線量率が毎時500μSv以上となる区域が特定された場合は当該区域の住民を速やかに避難させる。

- 一時移転等実施の際は、国の原子力災害対策本部、鹿児島県、関係市町が、住民の安全と円滑な実施のため、実施に係る実務(避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、スクリーニングの実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など)の調整を行った上で、一時移転等を開始。
- UPZ圏内関係市町が作成した避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- なお、予定していた避難先の空間放射線量率が比較的高い場合や、何らかの理由で使用出来ない場合には、鹿児島県は関係市町と調整して、他の避難先を調整。



川内地域の既設固定観測局及び一時移転等の実施単位
(川内地域の緊急時対応より)

- 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、既に、川内地域ではこれら全ての一時移転等の実施単位毎に固定観測局(73局)が設置されている。
- 鹿児島県については、既設モニタリングポストの全てについて非常用発電機等が設置されているほか、既設モニタリングポストの故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等の配備がなされている。



UPZ圏内の医療機関・社会福祉施設の避難先（5～10km）

（川内地域の緊急時対応より）

- 鹿児島県では、川内原発から半径5～10km圏にある医療機関、社会福祉施設（10施設463人）について、PAZ圏内と同様、施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保。
- 何らかの事情で、予め選定した避難先施設が使用できない場合には、鹿児島県が受入先を調整。

5～10km圏内施設と避難先

避難元施設			避難先施設		
番号	施設種別	病床数・入所定員	施設種別	所在地(施設数)	受入可能人数(人)
1	有床診療所	19	病院	伊佐市(1)	19
2	特別養護老人ホーム	65	特別養護老人ホーム	鹿児島市(1) 始良市(1)	121
3	特別養護老人ホーム	70	特別養護老人ホーム	さつま町(1) 伊佐市(1)	108
4	介護老人保健施設	70	介護老人保健施設	鹿児島市(2)	147
5	介護老人保健施設	70	介護老人保健施設	鹿児島市(2)	94
6	有料老人ホーム	30	特別養護老人ホーム	湧水町(1) 始良市(1)	58
7	有料老人ホーム	40	特別養護老人ホーム	始良市(2)	75
8	障害者入所施設	44	障害者入所施設	南さつま市(1) 南九州市(1)	99
9	障害者グループホーム	5			
小計	※8と9は一緒に避難	49			
10	障害者入所施設	50	障害者入所施設	鹿児島市(2) 始良市(1)	106
合計		463	合計	18施設	827

33

UPZ圏内の医療機関・社会福祉施設の避難先（10～30km）

（川内地域の緊急時対応より）

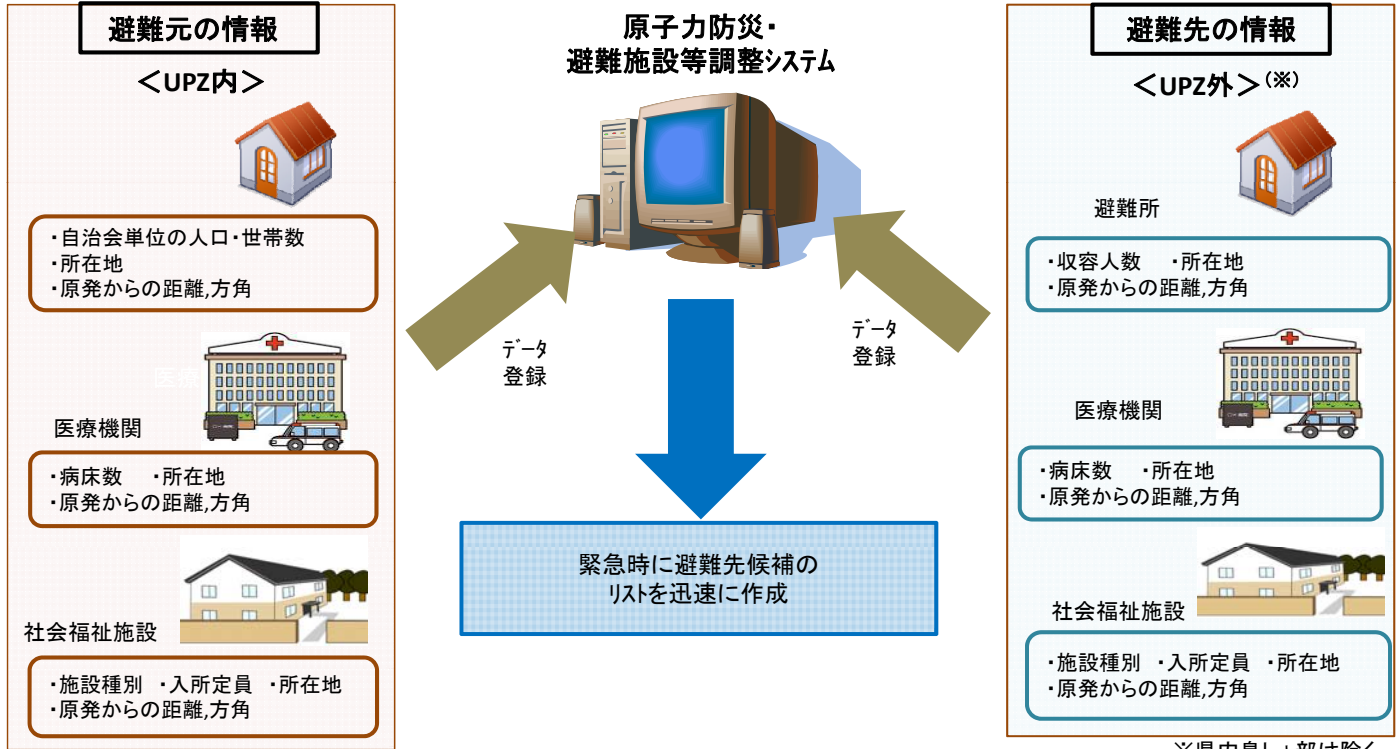
- 国の原子力災害対策本部から、一時移転等の指示が出た地域で10～30km圏にある医療機関、社会福祉施設（227施設9,703人）については、鹿児島県の調整により、避難先を確保。
- 鹿児島県は、一時移転等の指示が出た場合には、予め用意した避難先候補施設リストが入力された「原子力防災・避難施設等調整システム」により、避難先を選定。

10～30km圏内			30km圏外		
施設区分	施設数	入所定員	受入候補施設数	受入候補施設入所定員	
医療機関(病院・有床診療所)	83	4,499	201	27,192	
社会福祉施設	介護保険施設等	110	4,061	227	13,096
	障害福祉サービス事業所等	29	913	55	2,623
	児童養護施設等	5	230	13	662
小計	144	5,204	295	16,381	
合計	227	9,703	496	43,573	

受入先調整
(鹿児島県災害対策本部)

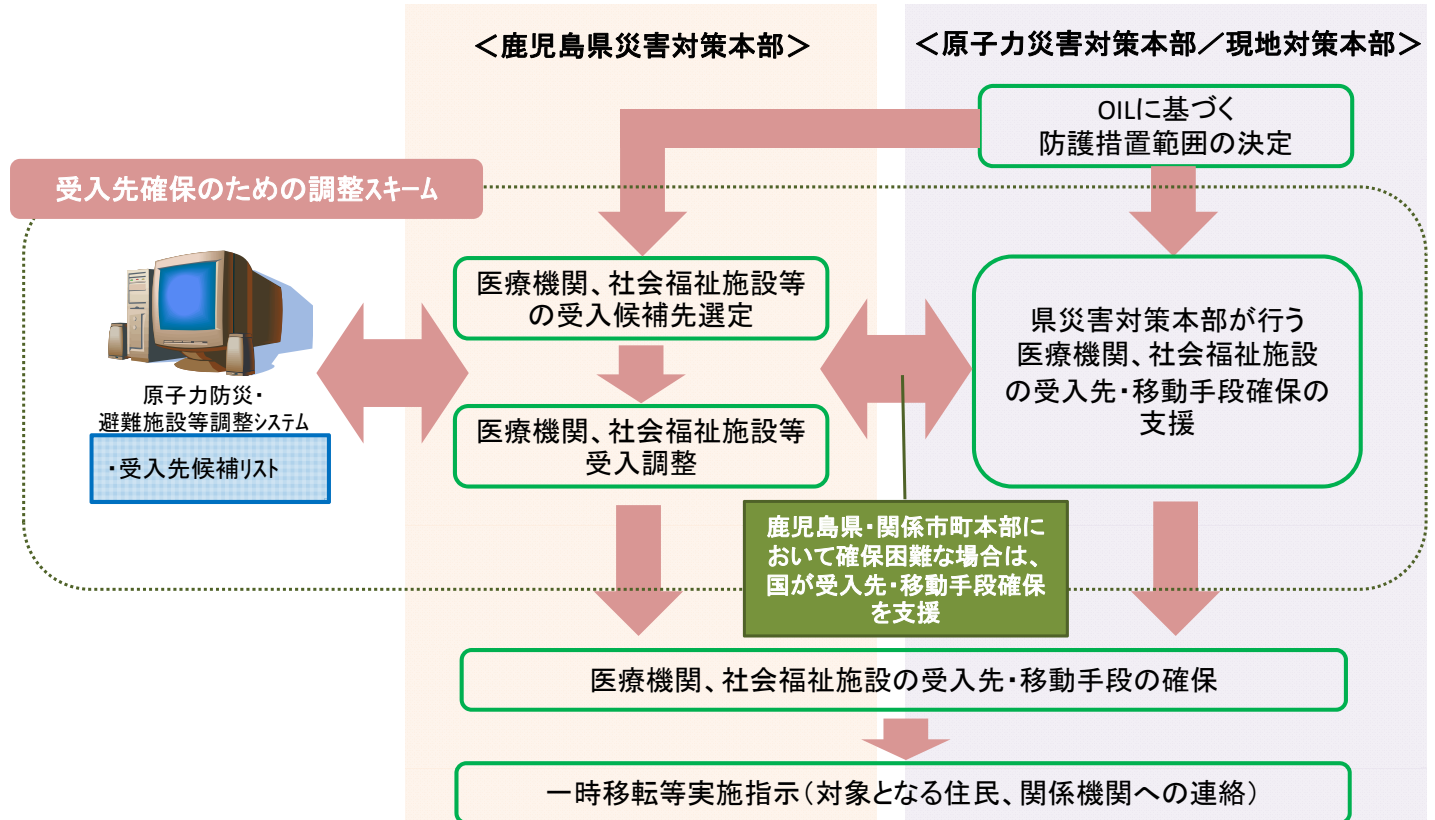
34

- 鹿児島県では、一時移転等の防護措置が必要となった場合に備え、予め選定した避難先が使用出来なくなった場合の避難先や医療機関、社会福祉施設等の受入先を迅速に調整するため「原子力防災・避難施設等調整システム」を整備。
- 同システムは、避難先調整の際に必要な施設の情報をあらかじめ登録し、緊急時において避難先を迅速に調整。



※県内島しょ部は除く

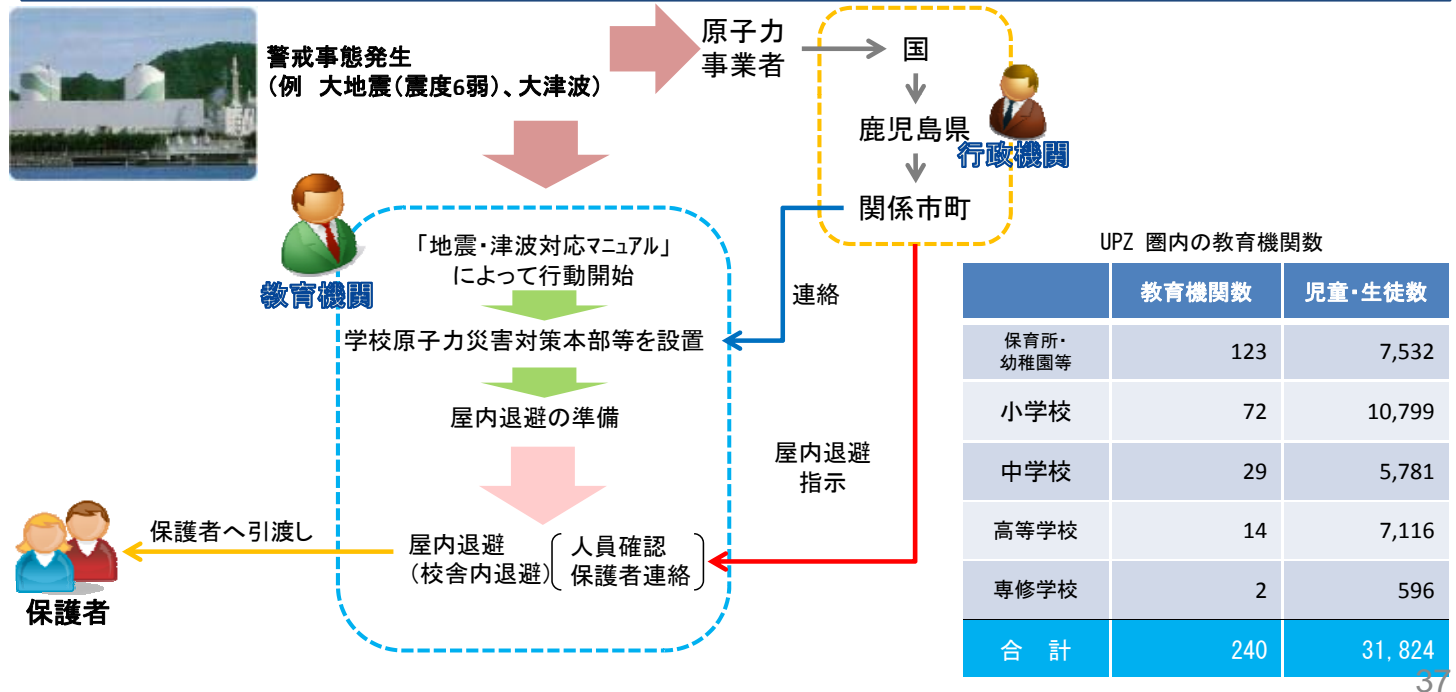
- 一時移転等の防護措置が必要になった場合、県災害対策本部では原子力防災・避難施設等調整システムを活用し、医療機関、社会福祉施設の受入候補先を選定するとともに、受入に関する調整を実施。



UPZ圏内の学校・保育所等の防護措置

(川内地域の緊急時対応より)

- 鹿児島県では、警戒事態発生時に、UPZ圏内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に学校原子力災害対策本部等を設置する。
- 全面緊急事態(屋内退避措置)となった場合、学校原子力災害対策本部等では、あらかじめ作成するマニュアルに従って行動する。
- 関係市町災害対策本部や関係市町教育委員会等の指示に従い、学校等の対応(屋内退避)及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)する。



37

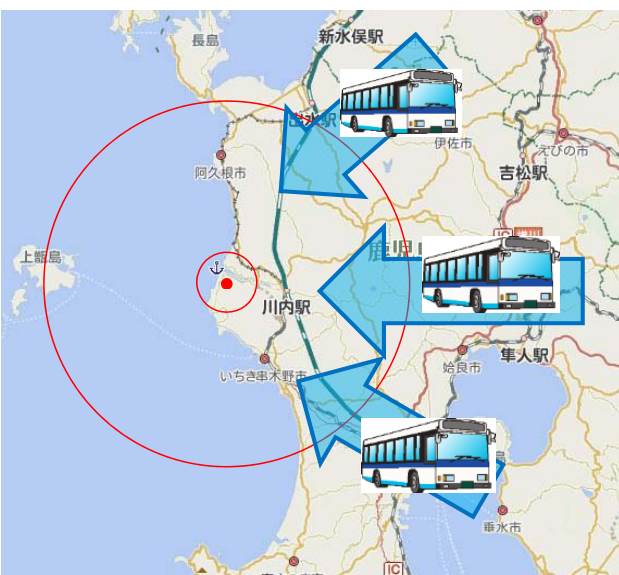
UPZ圏内の一時移転に必要な輸送能力の確保

(川内地域の緊急時対応より)

UPZ圏内で一時移転の対象となる区域はその一部に留まることが想定され、また、一時移転は1週間以内実施する。一時移転が必要となった場合の輸送能力の確保については、

- 鹿児島県が、県内のバス会社から必要となる輸送手段を調達
- 鹿児島県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を調達
- 鹿児島県が確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請により必要な輸送能力を確保する。

鹿児島県内のバス会社	保有台数(台)
70社	1,970※1



九州・山口9県災害時応援協定(平成23年10月31日)

【対象】

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県

【応援内容】

- ① 職員の派遣
- ② 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③ 避難施設及び住宅の提供
- ④ 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤ 医療支援
- ⑥ その他応援のため必要な事項

隣接県(熊本県・宮崎県)
指定地方公共機関(バス会社)
保有台数: 1,090台※2



※1 PAZ圏内にある営業所が保有する車両を除く。

※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請

- 物資供給の迅速性を高めるため、国からの物資を集積する物資集積拠点を設定。物資集積拠点で、地域のニーズ等を踏まえて必要な食糧や物資を分別し、3ヶ所の一時集結拠点に輸送。
- 一時集結拠点では、物資集積拠点から搬送された物資をもとに、地域住民の状況を踏まえて物資を供給。あわせて、地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。
- 物資集積拠点・一時集結拠点は、防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。



物資集積拠点

- (鹿児島空港周辺の施設)
- ・避難・屋内退避住民に対する政府の供給食料・物資の集積
 - ・ボランティア団体等による食糧・物資の集積
 - ・オフサイト対応が必要となる放射線防護資機材
 - ・追加で必要となる緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材 等

一時集結拠点

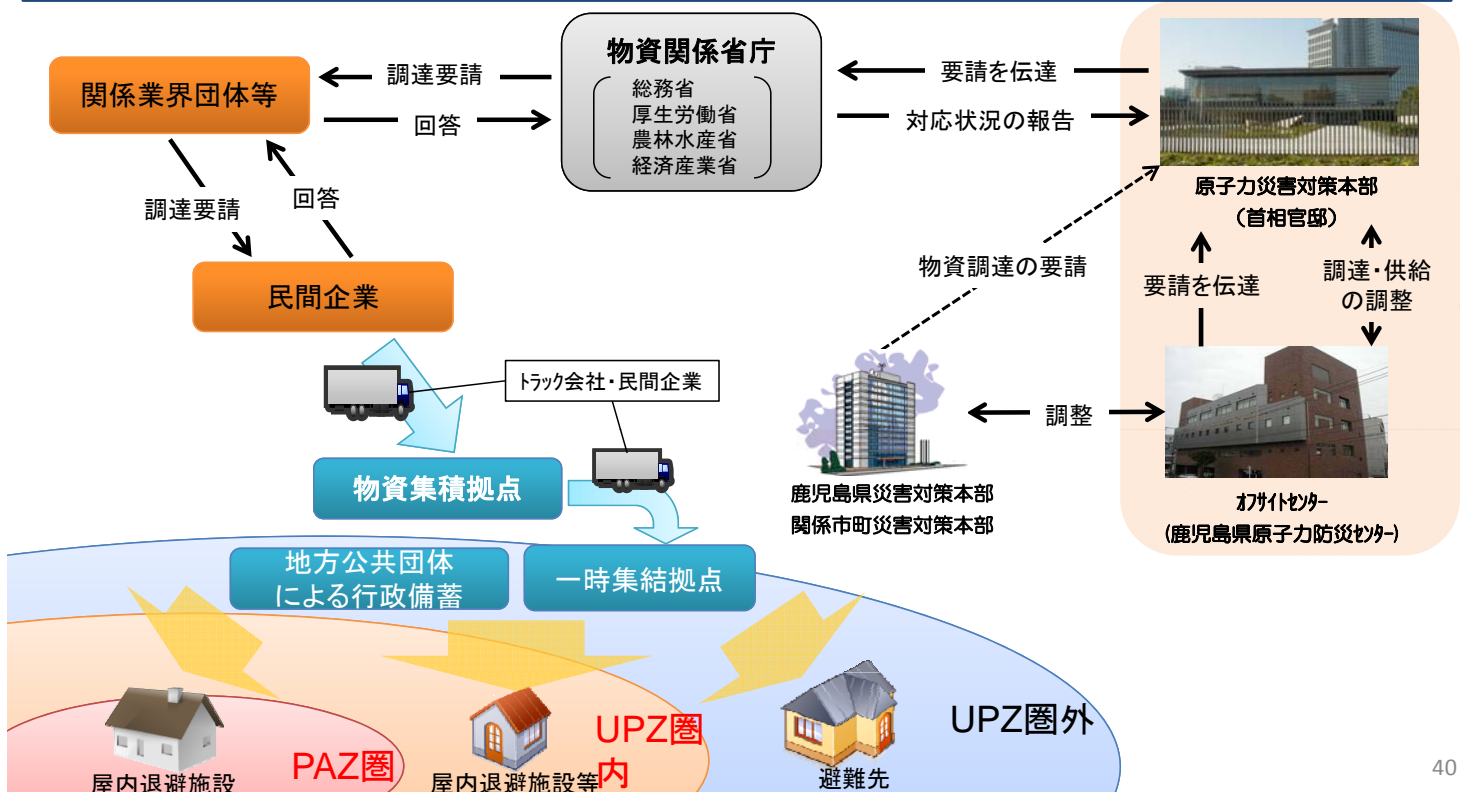
- (原子力災害対策重点区域外の3拠点)
- ・避難・屋内退避住民への食糧・物資の供給
 - ・緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材の供給
 - ・地域住民のニーズ等を踏まえた物資供給に関する各種要請

(※)一時集結拠点は、放射線防護資機材の一時集結拠点と同じ場所に設置

国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

(川内地域の緊急時対応より)

- 鹿児島県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、鹿児島県及び関係市町から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。



合理性

- ・ 原子力災害対策指針に基づく避難計画・防災体制
- ・ 他種災害における防災体制との共通テーマについてのリ
ンケージ

具体性

- ・ 避難に必要な車両台数を見積るための状況把握
（自家用車の保有有無、要支援者の状況など）
- ・ 地域における車両確保策
- ・ 住民への情報伝達体制
- ・ 避難を行う際の住民の具体的なオペレーション
- ・ 職員の具体的な動員体制 等

実効性

- ・ 地域住民との対話などを通じた避難計画への理解促進
の継続
- ・ 複合災害等を踏まえた柔軟な計画づくりや職員の緊急時
対応能力の向上（研修・訓練の実施）
- ・ 訓練の教訓などに基づく計画の継続的な改善及び継続
的な改善を推し進める風土づくり